

学校給食における  
食物アレルギー対応の手引き



平成28年11月

佐伯市教育委員会

## 目 次

学校給食における食物アレルギー対応の大原則	1
1 基本的な考え方	2
2 対応の内容	2
3 対応の手続きと流れ	3
4 除去食調理や給食提供にかかる対応の制限	5
5 給食費の取り扱いについて	6
食物アレルギー対応申請の流れ 《学校(園)用》	7
学校給食における食物アレルギー対応フローチャート	8
各種様式	9～24

## 学校給食における 食物アレルギー対応の大原則

- ◎食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。  
そのためにも、安全性を最優先とする。
- ◎食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- ◎「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- ◎安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- ◎学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- ◎教育委員会等は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援する。

※抜粋：「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成 27 年 3 月文部科学省）

## 1 基本的な考え方

学校給食は、栄養バランスのとれた食事を提供することにより、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に資するとともに、学校における食育を推進する上で、また、生きた教材として食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上でも重要な役割を果たしている。

このように、学校給食は、学校教育の一環として実施されているものであることから、食物アレルギーを有する児童生徒に対しても、実施可能な範囲内で対応する必要がある。

しかしながら、食物アレルギーの原因となる食品（アレルゲン）や症状の程度は、一人一人異なっており、安易な判断による除去食・代替食の提供は、適正な栄養が摂取できないことによって、成長期においての身体の成長に影響を与えるだけでなく、呼吸困難や意識喪失など重篤な症状に陥る場合も考えられる。

学校給食の安全確保の観点からも、児童生徒自身はもちろん保護者も正しいアレルギー症状の把握に努め、安易な判断で対応食を実施することは避けるべきである。

そのため、食物アレルギーを有する児童生徒の保護者に対して、年に1回は医療機関を受診してもらい、医師の診断・指示に基づき、食物アレルギー対応を実施していくこととする。

## 2 対応の内容

学校給食での食物アレルギー対応は、『医師の診断に基づき、家庭でも原因食物の除去を行う等の対応をしている』ことを前提とし、医師の診断に基づいた保護者の申請により行うこととする。

### (1) 対応内容

①給食の使用食材を細かく示した「詳細献立表」を配布し、保護者へ給食内容を知らせる。

②除去食又は代替食を提供する。

安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。

③弁当を家庭から持参する。

- ・その日一部弁当：アレルゲンのある献立のみ、一部弁当を持参
- ・その日全部弁当：アレルゲンのある日は、1食分全部弁当を持参
- ・給食提供なし：年間を通して、毎日弁当を持参

### (2) アレルゲン食品と対応内容

アレルゲン食品と対応内容は、表1「アレルゲン食品と対応内容」のとおりである。

食品衛生法で表示が義務づけられている特定原材料7品目【卵・乳・えび・かに・小麦・落花生・そば】について、除去食又は代替食対応とする。

それ以外の食品については、家庭で判断し、原因食品を除いて食べるか（自己除去）、自己除去が難しい場合等は弁当を持参する。

表1 アレルゲン食品と対応内容

アレルゲン食品	詳細献立表の配布	除去食等の提供	弁当の持参	備考
卵、乳、えび、かに、小麦、落花生、そば	給食の使用食材を細かく示した献立表を配布	可能な範囲で除去食又は代替食を提供(完全除去)	除去調理できないものは弁当を持参	
その他の食品	給食の使用食材を細かく示した献立表を配布	/	/	家庭で判断して自己除去又は代替食(弁当)を持参

(3) 除去食対応についての補足事項

- ①除去食対応は、学校の体制、人員、調理場の作業環境の中で、安全に提供できる範囲で行う。
- ②乳アレルギーの場合は、飲用牛乳のほか、乳が含まれるものはすべて除去する(完全除去食)。乳糖不耐症等の場合は、飲用牛乳のみ停止する。
- ③乳アレルギーがない場合は、1食分弁当持参でも、飲用牛乳を提供する。

### 3 対応の手続きと流れ

学校給食における食物アレルギー対応で重要なことは、食物アレルギーを有する児童生徒を正確に把握することである。

保護者や医師からの正確な情報の把握に努め、その把握した情報をもとに、市教委、給食センター等と協議の上、適切な対応を決定する。

(1) 食物アレルギー対応希望者の対応手順

- ①食物アレルギー対応希望の申し出 保護者→学校
- ↓
- ②「食物アレルギー対応実施申請書」(様式1)の提出 学校→保護者  
及び医療機関の受診を依頼
- ↓
- ③食物アレルギー状況調査の実施 学校→保護者  
「食物アレルギー個人調査票」(様式2)により、  
個々の原因食品・症状等を確認
- ↓

④食物アレルギー対応実施の申請

保護者→学校

【提出書類】

- ・食物アレルギー対応実施申請書（様式1）
- ・食物アレルギー個人調査票（様式2）
- ・学校生活管理指導表又は診断書



⑤学校での面談

保護者・管理職及び実務者（栄養教諭等・養護教諭・学級担任等）で個別面談を実施し、「面談記録票」を作成



⑥食物アレルギー対応の実施依頼

学校→給食センター→市教委

【提出書類】

- ・食物アレルギー対応の実施について（依頼）（様式3）
- ・食物アレルギー対応実施申請書（様式1）原本
- ・食物アレルギー個人調査票（様式2）
- ・学校生活管理指導表又は診断書
- ・面談記録票

} 写し



⑦必要に応じて、栄養教諭等が追加調査



⑧対応の決定

「食物アレルギー対応決定通知書」（様式4）の送付

市教委→給食センター→学校→保護者



⑨保護者の同意

「食物アレルギー対応実施同意書」（様式5）の提出

保護者→学校→給食センター

(2) 対応の手続きにおける留意事項

- ①アレルギー対応が決定した児童生徒の保護者には、対応の実施について毎月の計画表を、給食センターから学校を通じて専用封筒で渡す。保護者は計画表を確認後、押印し、学校を通じて給食センターへ返却する。飲用牛乳、そばについては計画表はない。
- ②申請時期
  - \* 1年生（新入学時）・・・就学時健診、保護者会等で「食物アレルギー調査票」を配布し、アレルギー対応の希望を把握するための調査を行う。
  - \* 進級時・・・・・・・・・・3学期に新年度に向けた対応の継続等を確認する。
  - \* 新規発症及び転入時・・・1年生と同様の対応を迅速に行う。
- ③食物アレルギーの症状は成長とともに緩和されていく側面もあることから、毎年、申請書等の提出を求めることとする。

- ④医師の診断時に文書料が必要となる場合は、その一部を市が補助する。
- ⑤対応の変更がある場合は、「食物アレルギー対応実施変更申請書」（様式6）の提出を依頼する。必要に応じて、医師の診断書の提出を求める。
- ⑥対応を中止する場合は、「食物アレルギー対応中止申請書」（様式7）の提出を依頼する。

#### 4 除去食調理や給食提供にかかる対応の制限

- (1) 「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成 27 年 3 月文部科学省）を参考とする。
- (2) 除去食調理は、原材料に示されたアレルゲン食品を全て除去したもの（完全除去）とする。アレルゲン食品を少量食べられる場合も、原則、完全除去食の提供又は一部弁当持参とする。
- (3) 家庭からの持込食材の調理は行わない。
- (4) 主食（パン・めん等）にアレルゲン食品が含まれ除去調理ができない場合は主食持参とする。
- (5) 一つの献立に除去対応食品が重なって入っている場合は、その食品をすべて除いて調理した一種類の同じ除去食又は代替食の提供を基本とする。  
 <例> 「えび」と「卵」入りスープの場合、「えびと卵なしスープ」一種類を除去食とする。
- (6) 調味料・だし・添加物・加工食品について、十分、原材料を確認して選定するようにする。ただし、食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても、症状誘発の原因となりにくい下記（表2）の調味料・だし・添加物については、完全除去でも基本的には除去しない。これらについて発症が懸念される場合は、弁当持参とする。

表2 除去しない調味料・だし・添加物等

原因食物	除去する必要のない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ゴマ	ゴマ油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉類	エキス

※抜粋：「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成 27 年 3 月文部科学省）

(7) 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示があるもので、アレルギーの混入による影響が心配される場合は、給食の提供は行わず、弁当持参とする。

＜注意喚起例＞・同一工場、製造ライン使用によるもの

- ・原材料の採取方法による海産物（しらす、海藻等）
- ・えび、かにを捕食していることによる海産物や練り製品等

(8) 食器や調理器具の共用ができない場合は、給食の提供は行わず、弁当持参とする。

専用の調理室や調理器（オーブン、釜、鍋等）がないことや、食器具は共用であることから、洗浄後の微量な残留物によりアレルギー反応を発症する懸念がある場合は、給食の提供は行わず、弁当持参とする。

(9) 別揚げは行わない。

揚げ油の共用ができない場合は、給食の提供は行わず、弁当持参とする。

※大量調理により揚げ油を繰り返し再利用するので、前回までの給食にアレルギー食品を含む揚げ物がある場合、その食品や成分が含まれていることがある（小麦、卵、乳製品、甲殻類等）。

## 5 給食費の取り扱いについて

(1) 弁当持参や除去食による給食費の返金を行わない。

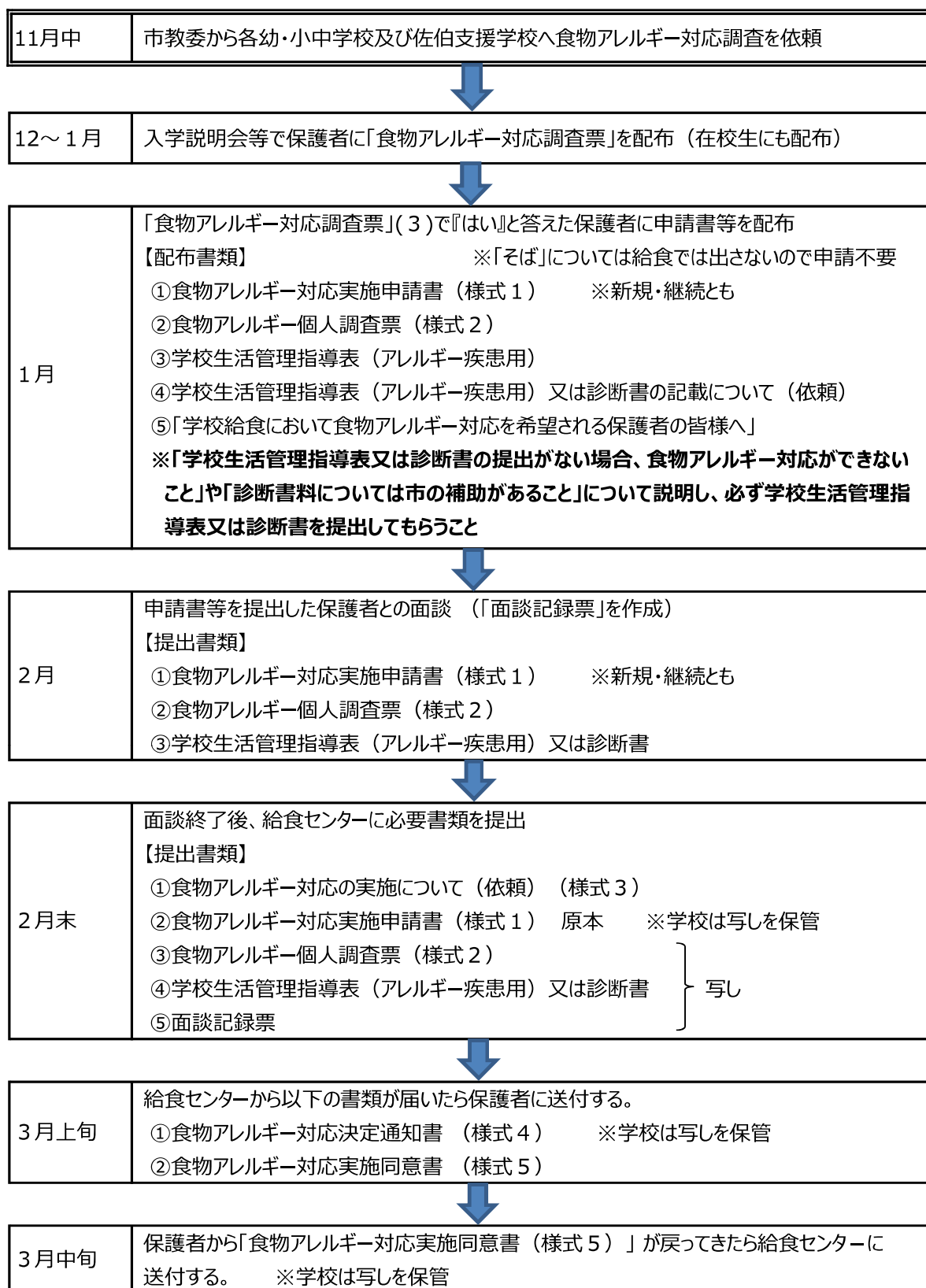
(2) 飲用牛乳の停止分は学期末等に清算し返金する。

(3) 年間を通して給食の提供なしとした場合は、給食費の集金はしない。

ただし、飲用牛乳を飲む場合は、牛乳代のみ集金する。



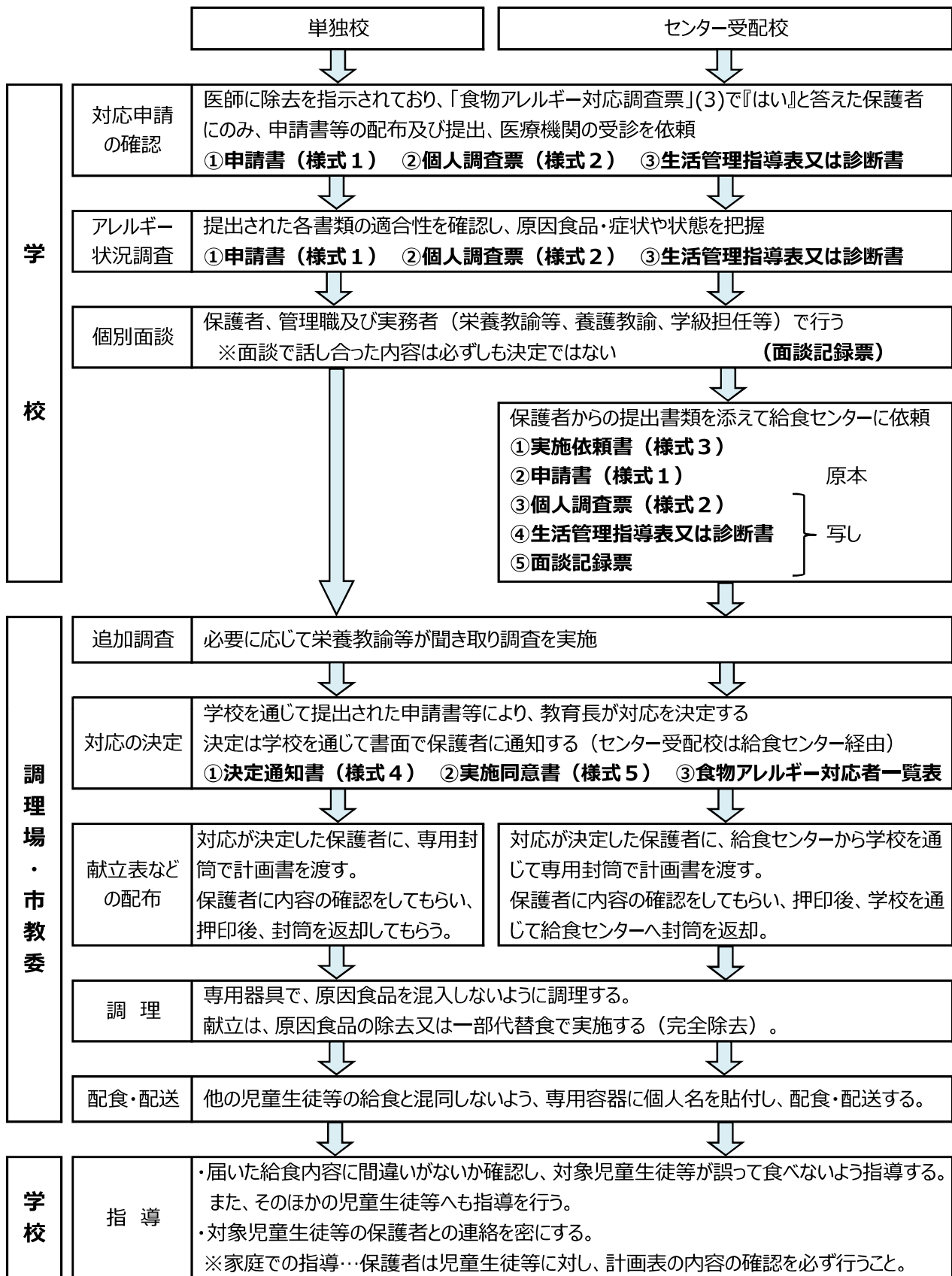
## 食物アレルギー対応申請の流れ 《学校(園)用》



※申請時の注意事項

- ・新入園児、新1年生については入園、入学する学校で面談を行う。
- ・申請書等の児童生徒の学年は旧学年を記載する（新入園児・新1年生を除く）。

## 学校給食における食物アレルギー対応フローチャート



※食物アレルギー症状が成長とともに緩和されていく側面があることから、申請書等は毎年提出する。

# 各種様式

	食物アレルギー対応調査票
様式 1	食物アレルギー対応実施申請書（新規・継続）
様式 2	食物アレルギー個人調査票
様式 3	食物アレルギー対応の実施について（依頼）
様式 4	食物アレルギー対応決定通知書（新規・継続）
様式 5	食物アレルギー対応実施同意書
様式 6	食物アレルギー対応実施変更申請書
様式 7	食物アレルギー対応中止申請書
様式 8	食物アレルギー対応決定通知書（変更・中止）
	学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）
	面談記録票
	令和〇〇年度 食物アレルギー対応者一覧表
	専用封筒（保護者確認用）

# 食物アレルギー対応調査票（保護者記入）

（記入年月日） 令和 年 月 日

学校（園）名 \_\_\_\_\_

年 組 氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

学校給食における食物アレルギー対応についてお答え下さい。

(1) 食物アレルギーがありますか。（どちらかに○を）

( ) はい → (2)へ ( ) いいえ →ここで終わり

(2) 原因食品は何ですか。（該当するものに○を）

	原因食品	
表示義務7品目	卵・乳・えび・かに・小麦・落花生・そば	→ (3)へ
その他		→ここで終わり

※学校給食における食物アレルギー対応は、**表示義務7品目【卵・乳・えび・かに・小麦・落花生・そば】のうち「そば」を除く6品目**についてのみ、除去食又は代替食の対象とします（「そば」は給食に出しません）。

7品目以外の食品については、詳細な献立表を配布しますので、**保護者の指示又は児童生徒自身の判断により原因食品を除いて食べるか、除いて食べることが難しい場合は家庭から一品又は弁当を持参していただくこととなります。**

(3) 【卵・乳・えび・かに・小麦・落花生】について、学校給食での除去食又は代替食対応を希望しますか。（どちらかに○を）

( ) はい ( ) いいえ

調査は以上です。ありがとうございました。

(3)で「はい」と答えた方は、後日、学校から下記の①～⑤の書類を受け取り、③と④により医療機関を受診後、①と②に必要事項を記入し、①～③の書類を学校に提出して下さい。

(③については任意の診断書でも可)

- ①食物アレルギー対応実施申請書（新規・継続）（様式1）
- ②食物アレルギー個人調査票（様式2）
- ③学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）
- ④学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）又は診断書の記載について（依頼）
- ⑤「学校給食において食物アレルギー対応を希望される保護者の皆様へ」

※食物アレルギー対応を希望する場合は、**医師の診断が必要**です。

この調査票は、記入押印のうえ、令和 年 月 日までに学校（園）へ提出して下さい。

様式1

## 食物アレルギー対応実施申請書（新規・継続）

令和 年 月 日

佐伯市教育委員会教育長 様

保護者氏名

㊞

食物アレルギーによる学校給食への対応について、下記のとおり申請します。

### 記

学校（園）名	学校（幼稚園） 年 組		
(ふりがな) 児童生徒等氏名	性別（男・女）	生年 月日	平成 年 月 日
住 所	〒	電話	
緊急連絡先		電話	
		電話	
アレルギーの 診断を受けた 病院・主治医		電話	
希望する 対応内容  (該当項目に☑)	<input type="checkbox"/> 除去食又は代替食	<input type="checkbox"/> 卵 <input type="checkbox"/> 乳 <input type="checkbox"/> えび <input type="checkbox"/> かに <input type="checkbox"/> 小麦 <input type="checkbox"/> 落花生	
	<input type="checkbox"/> 給食停止等	<input type="checkbox"/> 給食停止（弁当持参） <input type="checkbox"/> 牛乳停止 <input type="checkbox"/> パン停止	
食物アレルギー対応の実施にあたり、微量混入（コンタミネーション）の可能性のあることに同意していただけますか。（学校給食は同一の釜やフライヤーで毎日違う料理を作るのでコンタミ調理になります。）（ はい ・ いいえ ）			
※「継続」の場合のみ記入 希望するアレルギー対応は、前年度と変更が（ ありません ・ あります ）。			

## 食物アレルギー個人調査票

(表)

年度											
学校(園)名											
学年	小1	2	3	4	5	6	中1	2	3		
組											
(ふりがな) 児童生徒等氏名					性別	男・女	生年月日	平成	年	月	日
保護者氏名					電話番号						
					緊急連絡先						
保護者住所	〒										
主治医	病院名( )主治医名( )Tel( )										
原因食品 ※7品目以外も記入してください							①食品除去は( 医師・保護者 )の判断で行っている ②食物によるアナフィラキシーを起こしたことが( ある 年 月・ない )				
症 状  (経年経過で)	( 年 月 )										
病院・家庭での 処置や対応  (経年経過で)	( 年 月 )										
服 薬	( 年 月 )						( 年 月 )				
	薬名( )						薬名( )				
	飲み方( )						飲み方( )				
エピペンの所持	有・無 (保管場所)										
調理実習・ 宿泊学習での 配慮希望	( 年 月 )						( 年 月 )				
緊急時の対応	1 母(Tel ) 父(Tel ) 又は( )へ連絡 2 ( )病院の( )医師(Tel )へ連絡 3 その他( ) *もし10分以内に反応が治まらない場合には、 <u>すぐに救急車を呼び、救急医療機関に搬送</u>										

【学校給食における対応決定事項】

	決定（ 年 月 日）	変更（ 年 月 日）	変更（ 年 月 日）
除去食又は代替食提供 (対象食品)			
給食停止等	弁当持参 牛乳停止 パン停止		
その他			

【学校での様子】 ～学校でアレルギー発症した場合などの記録

	年 月 日	年 月 日	年 月 日
症 状			
処置経過			
その他			

【その他特記事項等】

	特記事項等
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

〇〇学校給食センター所長 様

佐伯市立 学校（幼稚園）  
校（園）長

印

食物アレルギー対応の実施について（依頼）

食物アレルギーによる学校給食への対応について、下記のとおり依頼します。

（ふりがな） 児童生徒等氏名	新規 ・ 継続	給食対応内容	対応の理由・内容 （詳しく記入してください。）
年 組	新規 ・ 継続	除去食等の提供 給食停止 牛乳停止 パン停止	
年 組	新規 ・ 継続	除去食等の提供 給食停止 牛乳停止 パン停止	
年 組	新規 ・ 継続	除去食等の提供 給食停止 牛乳停止 パン停止	
年 組	新規 ・ 継続	除去食等の提供 給食停止 牛乳停止 パン停止	
年 組	新規 ・ 継続	除去食等の提供 給食停止 牛乳停止 パン停止	
年 組	新規 ・ 継続	除去食等の提供 給食停止 牛乳停止 パン停止	
年 組	新規 ・ 継続	除去食等の提供 給食停止 牛乳停止 パン停止	
年 組	新規 ・ 継続	除去食等の提供 給食停止 牛乳停止 パン停止	

※児童生徒等の学年は旧学年を記載する（新入園児、新1年生を除く）。

※新入園児、新1年生については入園、入学する学校（園）で面談を行う。



様

佐伯市教育委員会教育長  
(公印省略)

食物アレルギー対応決定通知書 (新規・継続)

令和 年 月 日付けで申請のあった食物アレルギーによる学校給食への対応について、下記のとおり決定したので通知します。

記

学校 (園) 名	学校 (幼稚園) 年 組		
児童生徒等氏名			
対応期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
対応内容	<input type="checkbox"/> 除去食又は代替食	<input type="checkbox"/> 卵	<input type="checkbox"/> 乳 <input type="checkbox"/> えび <input type="checkbox"/> かに
		<input type="checkbox"/> 小麦	<input type="checkbox"/> 落花生
	<input type="checkbox"/> 給食停止等	<input type="checkbox"/> 給食停止 (弁当持参)	
		<input type="checkbox"/> 牛乳停止	<input type="checkbox"/> パン停止
その他			

\*転校等により担当調理場が変わる場合は、その日をもって対応を終了します。

①給食センター ⇨ ②学校 (コピー保管) ⇨ ③保護者 (原本)

## 食物アレルギー対応実施同意書

令和    年    月    日

佐伯市教育委員会教育長    様

保護者氏名

㊟

食物アレルギーによる学校給食への対応について、下記のとおり同意します。

### 記

学校（園）名	学校（幼稚園）      年      組				
児童生徒等氏名					
対応期間	令和    年    月    日 ～ 令和    年    月    日				
対応内容	<input type="checkbox"/> 除去食又は代替食	<input type="checkbox"/> 卵	<input type="checkbox"/> 乳	<input type="checkbox"/> えび	<input type="checkbox"/> かに
		<input type="checkbox"/> 小麦	<input type="checkbox"/> 落花生		
	<input type="checkbox"/> 給食停止等	<input type="checkbox"/> 給食停止（弁当持参）			
		<input type="checkbox"/> 牛乳停止	<input type="checkbox"/> パン停止		
その他					

\* 保護者は、    月    日までに学校へ提出してください。

①保護者    ⇨    ②学校（コピー保管）    ⇨    ③給食センター（原本）



















